

令和3年第2回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

令和3年5月25日（火曜日）

議事日程第1号

令和3年5月25日（火曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第9 議案第38号から同第42号まで
- 日程第10 議案第43号から同第46号まで
- 日程第11 議案第47号
- 日程第12 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第1 発議第2号
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第2 緊急質問
- 日程第9 議案第38号から同第42号まで
- 日程第10 議案第43号から同第46号まで
- 日程第11 議案第47号
- 日程第12 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	藤田	年明君
総務部長	五十嵐	久英君	市民部長	渡辺	成剛君
産業部長	斉藤	喜代志君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	嶋田	猛君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大嶋	利幸君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計課長 会計管理者兼務	嵐口	守君	ガス水道局長	樋口	昭人君
消防長	小林	正広君	教育長	井川	賢一君
教育次長	磯野	茂君	教育委員会こども課長	磯野	豊君
教育委員会こども教育課長	富永	浩文君	教育委員会生涯学習課長		
			中央公民館長兼務	穂苅	真君
			市民図書館長兼務		
教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務	伊藤	章一郎君	監査委員事務局長	山川	直樹君

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 松 村 伸 一 君  
主 査 川 原 卓 巳 君

〈午前10時00分 開議〉

○議会事務局長（松木 靖君）

おはようございます。

本臨時会は、糸魚川市議会議員一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員は18人です。出席議員中、新保峰孝議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

新保議員、よろしくお願いいいたします。

〔4番 新保峰孝君 議長席に着席〕

○臨時議長（新保峰孝君）

おはようございます。皆様方には、このたびの改選によるご当選、誠におめでとうでございます。ただいまご紹介いただきました新保でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

これより、令和3年第2回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席には、ただいまご着席の席を指定いたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（新保峰孝君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和3年第2回市議会臨時会の招集に当たりまして、改めまして、先日、本市職員が逮捕されたことに対しまして、市民並びに議会の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに深くおわび申し上げます。

新たな任期の船出の際に、市民の信頼を損ねる不祥事を起こしましたことが、職員一丸となって再発防止を図り、市民の信頼回復に全力で取り組んでまいります。現在、警察の捜査中であり、21日の議員説明会でご報告申し上げた以外の新たな事実は判明しておりませんが、お伝えすべく

事実が判明した段階で随時、市民並びに議会の皆様にもご報告させていただきます。

さて、4月18日に行われました選挙におきまして、栄えあるご当選の榮譽を得られました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げますとともに、市政の発展と市民福祉の向上のため、ご活躍されますようお願い申し上げます次第でございます。

私は、今回の選挙におきまして多くの市民の皆様から厳粛なご信託と温かいご支援を賜り、5期目の市長としての任務を尽くすこととなりました。

しかしながら、現状においては、新型コロナウイルス感染症への対応や疲弊する市内経済への対応、今なお避難されている来海沢地滑り災害への対応など、迅速な対応が必要であり、市民の皆様のご信頼と期待に沿えるよう責任の重大さを痛感し、大変身の引き締まる思いであります。

5期目に向けて具体的な所信につきましては、改めて6月市議会定例会で申し述べさせていただきますと存じます。アフターコロナの社会に向けて、持続可能なまちづくりに全身全霊を傾注し、市長の職務を務めてまいりますので、議会並びに議員の皆様より、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この機会に当面しております主要事項3点について、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告申し上げます。

当市におきましては、ファイザー社のワクチンが納入され、4月20日から糸魚川総合病院で85歳以上の高齢者の集団的接種が始まりました。今後は、5歳刻みで接種券を随時発行し、実施会場を糸魚川総合病院だけでなく、能生国保診療所とかかりつけ医に拡大する中で、高齢者の接種について7月末までの完了を目標に医師会や医療関係者と連携しながら進めてまいります。

2点目に、来海沢地滑り災害について、ご報告申し上げます。

3月4日に来海沢地区で発生した地滑り災害につきましては、一時、来海沢及び御前山・市野々地区の23世帯37人が避難する状況となりましたが、4月10日までに来海沢地内の一部を除いて避難勧告が解除となっております。

その後、糸魚川地域振興局により、県道の土砂排除やボーリング調査、排水対策などを実施いただいておりますが、今月初めに小規模な地滑りが発生したことから、再び県道に土砂が流入し、行通ができない状況となっております。その際、地元住民の皆様から、今回定めた警戒避難態勢に基づき、夜間にもかかわらず全員が適切に避難をしていただいております。

今後、梅雨や台風などによる出水期を迎えますことから、警戒態勢について地元や関係機関と再確認し、地区住民の安全確保に努めてまいります。

最後に、出身大学生等応援事業について、ご報告申し上げます。

5月10日から募集を開始いたしております出身大学生等応援事業についての5月24日現在、343人の登録をいただいております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止から移動自粛する当市出身の大学生等に対して、昨年同様、ふるさとを身近に感じていただける特産品等を届けるものであり、申込みの締切りを6月10日といたしております。

応援品は、糸魚川うまいもん会をはじめとする地元事業者の皆様から協力いただいております。第1便の発送を6月1日、火曜日に予定いたしております。日常生活や学業に不安を抱えながら頑張っている皆様にとりまして、少しでも心の支えになればと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

#### 日程第1．議長選挙

○臨時議長（新保峰孝君）

日程第1、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（新保峰孝君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（新保峰孝君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（新保峰孝君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（新保峰孝君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

また、議会の選挙では、同一の姓または名前の議員が二人いる場合、姓のみ、または名のみの投票があったときは、無効票となりますのでご注意願います。被選挙人の指名をフルネームでお書きください。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、利根川正議員、どうぞそのまま投票をお願いいたします。2番、阿部裕和議員、3番、横山人美議員、4番、新保峰孝議員、5番、松尾徹郎議員、6番、伊藤 麗議員、7番、田原洋子議員、8番、渡辺栄一議員、9番、加藤康太郎議員、10番、東野恭行議員、11番、保坂 悟議員、12番、田中立一議員、13番、和泉克彦議員、14番、宮島 宏議員、15番、中村 実議員、16番、近藤新二議員、17番、古畑浩一議員、18番、田原 実議員。

以上であります。

〔投票〕

○臨時議長（新保峰孝君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（新保峰孝君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（新保峰孝君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、利根川正議員、8番、渡辺栄一議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔1番、利根川正議員、8番、渡辺栄一議員 立会い〕

○臨時議長（新保峰孝君）

投票の結果を報告いたします。

開票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票2票、この無効投票のうち白票2票。

有効投票中、松尾議員16票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、松尾徹郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松尾徹郎議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、松尾議員からご挨拶をいただきます。

松尾議員。〔5番 松尾徹郎君登壇〕

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

今ほどは、思いもかけぬご支持をいただきまして、誠にありがとうございます。責任の重大さを感じております。

このたびの改選におきましては、私の記憶をたどりますと、たしか合併前は54名の1市2町の議員だったかと思えます。そして合併後、30人でスタートし、今回18名という極めて少数になり、改めて議会並びに議員のそれぞれの責任の重さを感じるところであります。

申し上げるまでもありませんけれども、このたびの選挙結果、世代交代とともに、そして、また時代の変化を感じさせるとともに、市民の皆様方の議会に対する様々なご意見があるものと推察いたしました。

また現在、コロナ感染ウイルス症により、世界的にも混乱し、また、当市におきましても市が医療機関に対し様々な対応をしていますとともに、経済関係におきましても観光産業、そして、サービス産業におきましても様々な対応をしているところでもありますけれども、議会として、行政とともにこれらの対応に当たっていかねばならないと今思っております。

そして、また残念なことに、このたび官製談合ということで問題が発覚いたしました。これにつきましても、改めて議会のチェック機能の課題が改めて浮き彫りになってまいりましたし、二度とこのような問題が起こらないよう議会としても襟を正していかねばならないというふうに感じております。

いずれにしましても市民の負託に応えるべく、引き続き議会改革を進めるとともに、議員個々におかれましては、今後の日々の議員活動に様々な活動をされることを期待し、行政に対して提案をしていただければということをお願いしております。

そしてまた、私自身におきましては、この重責を全うするよう精いっぱい努力いたしますので、どうか皆様方のご理解、そしてご協力、そしてご支援をよろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（新保峰孝君）

それでは、松尾議員、議長席にお着きください。

以上で、臨時議長の職を解かせていただきます。

ご協力、大変ありがとうございました。

〔議長 松尾徹郎君 議長席に着席〕

○議長（松尾徹郎君）

それでは、日程に従って議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 日程第2．議席の指定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員各位の氏名と、その議席の番号を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、申し上げます。

1番、利根川正議員、2番、阿部裕和議員、3番、横山人美議員、4番、新保峰孝議員、5番、松尾徹郎議員、6番、伊藤 麗議員、7番、田原洋子議員、8番、渡辺栄一議員、9番、加藤康太郎議員、10番、東野恭行議員、11番、保坂 悟議員、12番、田中立一議員、13番、和泉克彦議員、14番、宮島 宏議員、15番、中村 実議員、16番、近藤新二議員、17番、古畑浩一議員、18番、田原 実議員。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読のとおり議席を指定いたしました。

日程第3．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、利根川正議員、10番、東野恭行議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日の1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〈午前10時28分 休憩〉

〈午前10時32分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．副議長選挙

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次、投票願います。

議長選挙と同様、同一の姓または名前の議員が二人いる場合、姓のみ、または名のみ投票があったときは、無効票となりますのでご注意願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、利根川正議員、2番、阿部裕和議員、3番、横山人美議員、4番、新保峰孝議員、5番、松尾徹郎議員、6番、伊藤 麗議員、7番、田原洋子議員、8番、渡辺栄一議員、9番、加藤康太郎議員、10番、東野恭行議員、11番、保坂 悟議員、12番、田中立一議員、13番、和泉克彦議員、14番、宮島 宏議員、15番、中村 実議員、16番、近藤新二議員、17番、古畑浩一議員、18番、田原 実議員。

以上であります。

〔投票〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、阿部裕和議員、7番、田原洋子議員を指名いたします。

〔2番、阿部裕和議員、7番、田原洋子議員 立会い〕

○議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票17票、無効投票1票、うち白票1票。

有効投票中、保坂 悟議員17票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票であります。

よって、保坂 悟議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました保坂 悟議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

保坂 悟議員から、挨拶をいただきます。

保坂議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○副議長（保坂 悟君）

ただいま副議長選挙におきまして副議長を当選し、拝命いたしました公明党の保坂 悟でございます。

休憩中の中で所信表明演説させていただいたとおり、議会における議会改革の推進であります。糸魚川市議会の見える化を推進してまいりたいと思います。

また、糸魚川市議会における男女共同参画の推進もしてまいりたいというふうに決意しております。

最後の3番目であります。市民ニーズに応える新しい市議会の形を議員皆さんと共に研究・検討しながら、糸魚川市民にとって糸魚川市議会が本当に尽くせるそういう市議会をつくってまいりたい。また、松尾新議長とともに、それを一生懸命、全力で取り組みたいというふうに決意しておりますので、どうか各議員におかれましては、またご協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第6． 常任委員会委員の選任について

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

総務文教常任委員会に、横山人美議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、和泉克彦議員、宮島 宏議員、古畑浩一議員、以上、6人です。

次に、建設産業常任委員会に、利根川正議員、伊藤 麗議員、渡辺栄一議員、中村 実議員、近藤新二議員、田原 実議員、以上、6人です。

市民厚生常任委員会に、阿部裕和議員、新保峰孝議員、松尾徹郎議員、田原洋子議員、加藤康太郎議員、田中立一議員、以上、6人です。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午前10時44分 休憩〉

〈午前11時02分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長には東野恭行議員、同副委員長には横山人美議員。

建設産業常任委員会、委員長には田原 実議員、同副委員長には近藤新二議員。

市民厚生常任委員会、委員長には田中立一議員、同副委員長には加藤康太郎議員。

以上であります。

次の日程に入ります前に、先ほど議長に対し、議案の提出がありましたので、事務手続のため、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

〈午前11時03分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議長に対し、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが、所定の手続を経て提出されました。

この案件につきましては、議会の構成に関する事件であることから、本臨時会の際の付議事件の告知の有無にかかわらず、直ちに付議することができますので、お諮りいたします。

発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾徹郎君）

追加日程第1、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野議員。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。みらい創造クラブの東野恭行でございます。

発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議員定数が20名から18名になったことにより、各常任委員会の定数も6名と変更されました。一人会派の皆さんを含む代表者会議において協議いたしました結果、議会運営に関し、議員の多様な意見を取り入れたいため、会派に所属していない議員も議会運営委員会に参加できるよう現在の7人体制から8人に変更いたしたく、所要の改正を行いたいものであります。

以上で、提案の理由の説明を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の告知手続のため、暫時休憩いたします。再開を11時35分といたします。

〈午前11時19分 休憩〉

〈午前11時34分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7．議会運営委員会委員の選任について

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

横山人美議員、伊藤 麗議員、田原洋子議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、宮島 宏議員、中村 実議員、古畑浩一議員、以上、8人あります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午前11時35分 休憩〉

〈午前11時43分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に古畑浩一議員、副委員長に宮島 宏議員、以上であります。

日程第8．新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田中立一議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田中立一議員を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、田中立一議員が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました田中立一が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、後日、市長等から委嘱または任命される各種委員について、それぞれ決定を見ておりますので、ご報告いたします。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、申し上げます。

都市計画審議会委員に、田原 実議員、近藤新二議員。

青少年問題協議会委員に、東野恭行議員。

糸魚川市土地開発公社理事に、松尾徹郎議員、東野恭行議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事に、田中立一議員となっております。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次の日程に入ります前に、議事の都合により、ここで暫時休憩いたします。

昼食時限のため、再開を午後1時といたします。

〈午前11時47分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ここで、次の日程に入ります前にお諮りしたいと思います。

先ほど、古畑浩一議員から、官製談合防止違反等事件について緊急質問を行いたい旨の通告がありました。この後、緊急質問について諮ることになりますが、当市議会の緊急質問の取扱いについては、先例申合せにより、議会運営委員会で審査することになっております。

したがいまして、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

なお、再開は、議会運営委員会の進行状況によりますが、1時20分といたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

〈午後 1 時 0 1 分 休憩〉

〈午後 1 時 2 0 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、議会運営委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

これより委員長報告を申し上げます。

本日13時5分より、議会運営委員会が開催されております。

内容につきましては、古畑浩一議員より提出されました官製談合防止法等事件についての緊急質問の取扱いについてであります。

審査に当たっては、古畑浩一議員がそのまま議会運営委員会の委員長であることから、副委員長の宮島議員に進行を交代いたしまして、宮島委員長の下で話を進めさせていただきました。

審議の途中経過につきましては、私が退席中のことであり、審議内容につきましては申し上げられません。結果につきましては、全会一致で可となっております。これによりまして、緊急質問、官製談合防止違反等事件についてを本日の日程とし、緊急質問を開催することと決しております。

ご報告につきましては、以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

通常でありますと、委員長報告をした委員長に残っていただき、質疑があれば答弁をしていただくことになっておりますが、今回は、古畑議員が緊急質問を通告しており、議会運営委員会では、説明の後、審査に入らず退席しておりました。

よって、委員長報告に対する質疑への答弁については、宮島副委員長が行うこととなります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

古畑浩一議員の

官製談合防止違反等事件については、

これを緊急質問として同意の上、日程に追加し、発言を許可することについて採決いたします。

議会運営委員長の報告は、今ほどの報告のとおりであります。

本件に対する採決は、起立により行います。

古畑浩一議員の官製談合防止違反等事件については、これは緊急質問として同意の上、日程に追加し、発言を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、古畑浩一議員の官製談合防止違反等事件については、これを緊急質問として同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決しました。

追加日程第2．緊急質問

○議長（松尾徹郎君）

追加日程第2、緊急質問を行います。

発言回数は3回であります。

古畑浩一議員の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これより、緊急質問をさせていただきます。

まずもって今回の緊急性を認め、発言の機会をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

糸魚川市議会の皆様、ありがとうございます。

官製談合防止違反等事件について。

今回発生いたしました官製談合事件は、市民に対し信頼を大きく損なうとともに、行政財務及び経済活動を停滞させる緊急事態と受け止め、以下により緊急質問を行うものであります。

1、令和3年5月19日に発生した官製談合防止違反等事件の発生から経過について。

また、1月26日執行予定でありました本庁舎のトイレ電気設備改修工事並びに本庁舎トイレ改修工事延期と中止との関連性はあるのか。新潟県警からの情報により、入札を延期・中止したとのことではありますが、どういう経過なのか。

2、市の調査では、不正は確認できなかったとのことではありますが、久保田係長に対する事情聴取は、誰がどのように、どこで、何回行われたのか。そこでどのような受け答えがあったのか。なぜ入札価格を教えたのか。動機は何なのか。金銭の授受・収賄はなかったのか等、詳細につきましてお聞かせいただきたい。

3番、「このたびの逮捕を重く受け止め、事件発生に至った要因を徹底的に究明し、市職員一丸となって、再発防止を図り、市民の信頼回復に全力で取り組んでまいります。」とありますが、徹底究明とは、その対象とは何なのか。今回の一件に限るのか。

慢性的・組織的に官製談合が行われていたのではないかなど、疑惑が生じております。ほかにも談

合が疑われている90%台後半から100%という高過ぎる落札率について、過去に遡り調査を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

5、また、ほかに官製談合に関わった職員はいるのか。警察任せではなく、市独自に歴代の担当者に対しても調査等を行うべきと考えるがいかがでありましょうか。

6、再発防止策の明確化と当面の入札に対しては、どのように行われるのか。第三者委員会の設置を行う考え方はあるのか。

7、入札価格が決定してから入札まで、どのくらいの日数がかかるのか。

8、入札価格を知り得る人間の人数と役職をお聞かせください。

9、これまでも繰り返されてきた不祥事のたびに、行政職員倫理規定や不正防止マニュアルを作成してまいりましたが、全くその教訓が生かされておられません。国・県においても官製談合防止強化を徹底するよう指示が出ておりました。職員教育の不徹底、監督の不行き届き、さらには職務怠慢と考えます。行政トップの市長の責任について、どのようにお考えか。

最後に、本件に対して、市長は本当に知らなかったのか。全く関与がなかったのか。

新聞取材では、猪又建設猪又社長に対して、社長としてはお会いしたことはないとも答えておりますが、これはどういう意味なのかお答えいただきたい。

以上で、第1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

質問のほうが多岐にわたりますことから、それぞれ項目によって職員等が、担当が入れ代わりましますけども、その点、ご承知おきいただきたいと思えます。

まず、1点目の関係については、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、本件事件の経過でございますけども、5月19日夜、本市産業部都市政策課建築係長の久保田雅樹、48歳が、官製談合防止法違反等の容疑で新潟県警に逮捕され、市役所本庁舎におきまして、同日21時頃から24時頃までの間、家宅捜査が行われたものでございます。

逮捕容疑につきましては、新駅公衆トイレ整備工事の制限付き一般競争入札に関しまして、業者に対し工事価格を教示し、工事価格に近い1,900万円で落札させた官製談合防止法違反等の疑いがあります。

次に、本庁舎トイレ電気設備改修工事の関係でございますけども、これにつきましては、1月25日に不正が行われるおそれがあると、新潟県警のほうから私のほうに連絡が入りまして、同日入札を延期し、翌26日に入札参加申込みのあった業者から事情聴取を行い、同日入札を中止したものであります。

今回の逮捕の件と関連があるかどうかにつきましては、市としては分かっておりません。

1点目につきましては、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

2点目について、お答えさせていただきます。

まず、職員に対する市の調査でございますが、2月3日と4日の二日にわたって実施しております。

また、久保田に対する事情の聴取、聞いたのは、2月3日になります。また、誰がということですが、お聞きしたのは産業部長、総務部長、あと財政課長の私でございます。どこでということですが、こちらは本庁舎で行っております。回数については、1回でございます。

内容については、第三者からの情報の内容について、心当たりがあるかどうかということを確認いたしましたところ、ありませんという回答でございました。あと、それ以降につきましては、ありませんという回答でしたので、聞いてはおりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

それでは、また私のほうから、3点目から6点目についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、3点目につきましては、警察の捜査のほうに市といたしましても全面的に協力していくとともに、外部の方から成る調査委員会、名称がどういうふうになるかは別ですけども、そういう委員会を設置いたしまして、調査してまいりたいというふうを考えております。

4点目、5点目につきましては、その調査委員会で協議を行ってまいりたいというふうを考えております。

6点目につきましては、今回の件で指名停止をした業者を除いて、入札を行ってまいります。

第三者委員会につきましては、今回、今後設置いたします調査委員会の中でどういうふうなものを設置していけばいいかというものについて検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

7点目、8点目につきまして、私のほうから回答させていただきます。

7点目、入札価格の決定してから入札までということの日数なんです、公告から大体入札までは、約2週間ぐらいなんです、決定がその前にされておりますので、おおむね18日程度になっております。

8番目の入札価格を知り得る人間の人数なんです、案件によって違いますが、入札が絡んでまいりますと大体13人から、額によって16人程度ぐらいとなっております。

以上です。

〔「役職は」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（山口和美君）

失礼いたしました。役職についてになります。担当、設計担当、あと執行のほうの担当、係長、補佐、課長、部長、あと市長、副市長などになってまいります。

失礼いたしました。補足ですが、金額によって市長までという形で、案件によってということなんです。財務規則によりまして、金額により決裁区分が異なっておりますので、その金額によっては人数が変わってまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

9点目につきましては、この件につきましては、現在、警察の捜査中でありまして、21日の議員説明会でもご報告したとおり、事実が全て判明しておりません。事実の判明した段階で、管理監督の責任について厳正に対処してまいりたいと思っております。

10点目につきましては、私は本当に知らなかったわけでありまして。猪又建設株式会社社長に、社長としてお会いしたことはないのかという答えであります。お会いしているときには、猪又史博氏とはお会いしてらるんですが、商工会議所の会頭としてお会いしておりまして、株式会社猪又建設の社長としてお会いしているところはありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

質問回数3回ということなんで、あまり細かいことは、この後の全員協議会にでもお聞かせいただきたいと思っております。

さて、るるご答弁を賜りましたが、今回の事件の根深さは、一般職員によります突発的な犯罪ではないと思われる点です。これまでも談合天国とまでやゆをされ、建設業が生き残るための必要悪とまで言わしめ、暗黒の了解の下で長きにわたって行われてきた慣習のようなものがあるのではないのでしょうか。それがやってもばれはしないというおごりから、やがて入札率99%や100%などという、他者からは信じられないような高い入札率となってきたのではないのでしょうか。

土建業の社長まで務めてまいられた米田市長、それから財政畑の長い藤田副市長をはじめ、経験豊富な部長、課長の皆様、本当に知らなかったんですかね。本当に気がつかなかったんですか。この高い落札率から、やってるなとか、気づかなかったですか。

今回の官製談合事件、逮捕された係長一人が悪役になっておりますが、お聞きすると大変いい、仕事も一生懸命やる真面目な職員だったというふう聞いております。言わば将来ある若者一人に責任全部おっかぶせてですよ、それで済ますおつもりなんではないのでしょうか。彼をかばうつもりはありませんが、彼を犯罪者にした土壌は、行政そのものの体質にあるのではないのでしょうか。彼の家族が肩身の狭い思いをして、子供が学校にも行けないなんていう話を聞くにつれ、行政職員倫理規程や

不正防止マニュアルなどの職員教育を徹底していれば、未然に防げた犯罪じゃないんですか。証拠があるとかないとか、これまたまたトカゲのしっぽ切りで終わらせるつもりなんじゃないかな。

猪又社長の件だってそうですよ。米田市長は、選挙戦を通じてこれまでも大きな恩義がある方じゃないですか。持ちつ持たれつでやってきたんでしょう。商工会議所会頭としてだけのお付き合いじゃないじゃないですか。それをこのような言い方をするとね、逆に何か距離を取らなきゃならない理由があるのかと、かえって疑われますよ、市長、不自然です。それは市長になられる前から、議員になられる前から、その前からの付き合いだったと思いますよ。

ここで、改めて聞きますが、本当に談合について知らなかった、気づかなかったのか。今回に限らず99%や100%の落札率に本当に違和感がなかったのか。上司として注意深く見守り、未然に防ぐことができなかつたのかという観点から、五十嵐課長、それから斉藤部長、五十嵐総務部長、藤田副市長、この順番でお答えください。そして最後に、米田市長、今の2回目の質問についてのご答弁をいただきたい。うそ偽りなく、市職の幹部として、プライドを持ってご答弁を願いたい。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

入札結果につきましては、私ども気づかなかつたかといえば、そういう高い入札率というところに、私は着目できていなかったというのは事実でございます。予定どおり入札が行われたというところに安堵を覚えておって、高い落札率に違和感を感じ取れなかつたという点は、私は、今振り返ればそういうふう感じております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

斉藤産業部長。〔産業部長 斉藤喜代志君登壇〕

○産業部長（斉藤喜代志君）

お答えいたします。

産業部長という立場ですと、私この入札が執行された後、今年の4月からですので、そういった意味での何と申しますか気づかなかつたかといったところでいきますと、所属としては違う場所にいましたので、そこに気づくところにまでは至っていないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

私の部門につきましては、入札を統括する総務部という時点で見ますと、基本的には、入札につきましては予定価格から最低制限価格の中で応札したものであれば、基本的には適当なものというふうに思っております。私のほうで注目しているのは、基本的には応札者がいなかったりとか、そ

の予定価格内で収まらなかったりして不調になる案件、年に何件かあるんですけども、そういうものについては、注意深く、どうしてそういうふうなことになったのかというふうな部分では注目して見ておりましたが。九十何%、先ほど昨年までは最低制限価格が県の制度に準じて91でございまして、91から100の中で今回落札したなというふうに見とったところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

今回の事案については、本当に遺憾に思っております。私自身も職員に対しては、こういった官製談合、こういったものには十分注意するように、また業者とは適切な付き合いをするように、そういったことはもう常日頃から職員に対して話をしております。特に官製談合をやれば、刑が確定すればもう懲戒免職になります。退職金も出ないし、年金も影響しますし、何よりも本人、それからその家族の人生というのが、もうめっちゃくちゃになるわけでございますので、そういった面で本当に他市でこういう例が出たときにかかわらず、年に何回か職員に対しては絶対するなよと。また、やっちゃいけないような事案が出てくれば、こういう形でやっちゃ駄目だよという、そういう注意をしっかりとる中で行ってきたものであります。

また、談合と分かっている、入札を執行するようなことは、絶対にありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私も全く藤田副市長と同じ、全く残念に思っております。私は、やはり業界にいた関係上、やはり一番そういったところに疑いやすい状況にあるということで、私は入札にはなるべく近づかないように、結果を見るだけにしておりました。そのように私は、職員に対してもやはり本当にコンプライアンスをしっかりと守って、市民と接するようというふうな話を常々してきた中において、このような事件が起きたというのは、非常に残念に思っておりますし、まだ今捜査中でございますので、そういったところを見守って、対処していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

本当に3回しかない発言というのは、回数というのは短いもんだと。今ほどの皆様のご答弁聞いていけば、これは信用してもいいのかなという気にもなります。

しかし、やはりここしばらくの新聞報道は、99%台を繰り返す過去5年、部長入札情報を入手かとか、これはやっぱり過去99%超え、以前から100%、2年間で7件、99%以上が2年間で、これは70件、多いんですよ。疑わざるを得ない。

また、疑われた皆さんがどうするかだ。市長は、信頼回復に全力を努め、自ら調査も徹底していくと述べてますよね。これやらんならん、言ったら。これしかし、マスコミの皆さんに聞いたところですが、過去2年間の情報しか出してらっしゃらないじゃないですか。2018年以降のは、出してないというんですか。これを書いた新潟日報さんも、基本的には情報開示請求をして入手した。こういうのって積極的に調査に協力するとか、情報を提出してると言えるんでしょうか。どうも隠してるように思う。何かさらして、まずいことでもあるんですかね。

今言うように皆さんが誰一人として官製談合などに手を染めたことがないと言うんなら、そこはどうぞお調べくださいってやるのが普通じゃないですか。だから、その辺の進め方、妙に誤解を招くやり方を自らされてるんじゃないですか。昔から捜査中だとか係争中だとかと言って、答弁を逃げてきましたが、警察は警察の仕事、行政は行政の仕事、いちいちそういう言葉で答弁を逃げないこと、ちゃんと説明できるじゃないですか。だったら、もっと堂々と情報でも何でも出してやればいい。今ほどの中においてもなるほどなど。お久しぶりにお会いした皆さん、本当に立派に受け答えされておりますしね。

ただ、藤田副市長、総務部長、自分たちは倫理規程や不正マニュアル、職員の様々なことを注意してきたと言いましたが、結果どうですか、行われていたんですよ。あなた方は、職員を信用するから1回の取調べでやってませんたら、そうだよなで。けど中止にしていますよね。信用してないということ。だったら、徹底的に調査すべきでしょう。

今後、動機なんかも分かってませんよね。お金じゃないんですか。金品の授受があったとなれば、今後は贈収賄ということになるね。するとまた、ただで済まんところもあるでしょう。

また、今日、マスコミも警察も、まだまだ氷山の一角として見てるところもある。だから、こうした部分の疑いを全て晴らしていかないと、市長、市長のおっしゃる部分の市民に対する信頼って回復されないんですよ。

これは話題になりやすいですよ、政治と金のお話です。特に市長選挙なんかも見ますと、こうした建設業の皆さん、土建業の皆さんが、ずらっと名を連ねて一緒になって応援してもらってる。そういう立場だからこそ、こういったことについてはしっかりと身の潔白といいましょうか、行政としての潔白性というものを、私はしっかりと示していかなくちゃならんと思うんです。

だから、市長、やはりここでしっかりと、これで緊急質問の最後になりますけども、市長として今後の進行の仕方、ただでさえ糸魚川市内はコロナ禍で疲弊して、不況にあえいでおります。そんな中、建設業の業績低下を望む者など誰もいません。いたずらに犯人捜ししろって言ってるんじゃないありません。

ただ、全容説明に対して過去にまで遡りしっかりと調査を行い、正すべきは正し、全容説明と自らの責任問題、出处進退も含めて、再発防止を図り、身を切る覚悟で市民の信頼回復に全力で取り組み、公明正大な行政運営を行っていくと。これをもう一度、市長の口から宣言していただけないか。過去に遡ってしっかりと行政の潔白を証明していくと。よろしく願います。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに我々の調査は、やはり警察にまで及ぶような調査にはなっていないのは、やはり認めざるを得ないわけであります。

しかし、捜査権だとか、やはり調査能力だとか、やはり我々はそういったところはなかなか持ち合わせていない部分であります。そういう中で、今警察がしっかりと調査をしていただいております。資料についても、指示どおり提出させていただいて、その中で今調査いただいております。さらに拡大するのかもしれませんが、また、今のままでとどまるのかもしれませんが、それは分かりませんが、しかし、その内容によって、我々はしっかりとまた冷静に、そういったところを対処していかなくてはいけないと思つとる次第でございますので、市民の皆様大変ご迷惑をおかけいたしました。非常に今後、我々といたしましても身を正して、襟を正してしっかり対応していきたいと思っております。

○17番（古畑浩一君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、緊急質問を終結いたします。

日程第9．議案第38号から同第42号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第38号から同第42号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明いたします。

議案第38号は、市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、個人市民税における住宅ローン控除の控除期間の延長、固定資産税における土地に係る負担調整措置等の延長、軽自動車税の環境性能割における税率区分の見直し等であります。

議案第39号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、土地に係る負担調整措置等の延長であります。

議案第40号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものであります。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健

康保険税の全部または一部について減免するものであります。令和2年度に引き続き、令和3年度も実施するものであります。

議案第41号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が交付されたことに伴い、旧法で対象となった固定資産税の課税免除等について経過措置を設けるものであります。

議案第42号は、介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものであります。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の全部または一部について減免するものであり、令和2年度に引き続き、令和3年度も実施するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。ご承知くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

それでは、お手元の議案第38号及び39号の資料に基づきまして、糸魚川市市税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、令和3年度の税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に交付されたことに伴い、令和3年度の市税等の賦課に反映させるため同日付で行ったものでございます。

議案第38号の糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例であります。主な改正点について申し上げます。

市民税の主な改正点は、ア、非課税基準の明確化につきましては、市民税の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものであります。

イ、寄附金税額控除の適用除外につきましては、寄附金税額控除の対象寄附金のうち、寄附先の法人等において出資に関する業務に充てられることが明らかな場合は、寄附金税額控除の対象外とするものであります。

ウ、医療費控除の特例適用期限の延長につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除につきまして、適用期限が令和4年度分の市民税まででしたものを令和9年度分の市民税までに延長するものでございます。

エ、住宅控除の適用期間の延長につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響における経済対策として、令和4年12月31日までに入居した場合、控除期間を13年間にするものであります。

次に、固定資産税の主な改正点であります。ア、土地に係る負担調整措置等の継続に伴う適用期間が3年間延長と、イ、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の影響を踏まえた土地の課税標準額の据置きであります。

裏面をご覧ください。

続きまして、軽自動車税の主な改正点について、申し上げます。

表につきましては、改正前と改正後と比較したものであります。

ア、環境性能割の税率区分の見直しにつきましては、環境性能割とは、軽自動車を取得した際、1回のみ課税であり、燃費性能等により税率が定められております。

今回の改正では、クリーンディーゼル車の一部が非課税区分から排除されまして、ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車についても、環境性能基準の見直しが行われたものでございます。

イ、種別割のグリーン化軽減特例の見直しにつきましては、種別割とは、毎年4月1日現在で軽自動車を所有する方に対して課税されるものでございます。

また、グリーン化特例とは、環境性能に優れた軽自動車を取得した場合、燃費性能に応じて最初の賦課年度に限り、軽自動車税が軽減される特例でございます。

今回、クリーンディーゼル車が、軽減75%から除外され、及び2020年度基準プラス30%達成、または10%達成に該当する車の軽減が廃止となりました。

続きまして、議案第39号の糸魚川市都市計画条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど申し上げました固定資産税と同様の改正でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

議案第41号の糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分について、詳細説明をいたします。

企業立地促進条例は、市内への企業の新規立地及び市内企業の市内への投資を促進するため、当該行為に係る固定資産税の課税免除を行う奨励措置等を定めたものであります。

このたび、本条例の根拠法である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたところであります。それに伴い、旧過疎法に基づく糸魚川市企業立地促進条例についても、条例の失効日である令和3年3月31日までに対象となる施設を新增設し、市長が奨励措置の適用を決定したもののについては、条例失効後も引き続き奨励措置の適用を行うことができるよう条例の効力を残す経過措置規定を追加する改正を専決処分したものであります。

なお、新過疎法に基づく新条例につきましては、新たな過疎計画の策定が前提になることから、本年9月の定例会に条例議案を提出する予定であり、令和3年4月1日以降に資産を新たに取得したものににつきましては、遡及適用する予定でございます。

説明は、以上です。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10．議案第43号から同第46号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第43号から同第46号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第43号は、令和2年度一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ3億9,104万6,000円を追加いたしております。これは主に決算を見込む中での所要の調整を行うものであります。

歳出の主なものは、2款、総務費では、基金積立金の追加、8款、土木費では、除排雪委託料の予算整理、10款、教育費では、国の補正予算に対応する糸魚川中学校改修事業の追加です。

次に、歳入につきましては、国・県支出金等の特定財源のほか、所要の一般財源については特別交付税等を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

議案第44号は、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ1億3,000万円を追加いたしております。

歳出は、基金積立金の追加、歳入につきましては、繰越金を充当いたしました。

議案第45号は、令和2年度学校給食特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加いたしております。

歳出は、会計を閉鎖することによる決算剰余金の一般会計繰出金の追加、歳入につきましては、繰越金を充当いたしました。

議案第46号は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしております。

歳出では、独り親の子育て世帯への生活支援として、1人5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給する費用であります。

歳入につきましては、給付金の事業費補助金と事務費補助金の国庫支出金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。ご承認くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

私のほうから、主な点をご説明させていただきます。

議案第43号につきましては、一般会計補正予算（第14号）の専決処分でありまして、令和2年度の一般会計予算の最終調整を行う補正であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

まず、2款1項3目財産管理費の26基金積立金におきましては、主なものは、決算見込みによる余剰金の一部を財政調整基金及び福祉基金へ積立てを行い、今後の財政運営に備えたいものであります。

9目運輸費、37高速バス確保対策事業及び72高速バス確保対策事業のコロナ対応分につきましては、事業費の確定に伴います予算の減額でございます。

8款2項2目道路除排雪費、1道路除排雪事業は、除排雪委託料の確定に伴う減額と合わせまして、今冬の大雪に対しまして国の臨時道路除雪費補助金が交付されましたことから、財源も含めまして予算整理を行うものであります。

10款3項3目学校建設費の12糸魚川中学校改修事業は、トイレ洋式化などの工事がありますが、国の3次補正によりまして計上するもので、全額令和3年度への繰越対応としております。

次に、歳入について、ご説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、11款1項1目地方交付税で、特別交付税になりますが、所要の一般財源として追加しております。

次に、15款2項2目土木費補助金は、大雪による除排雪事業への補助金の交付決定、8目教育費補助金は、学校建設事業への3次配分による増額になります。

14、15ページをお願いいたします。

19款2項1目特別会計繰入金は、学校給食特別会計が、令和2年度で閉鎖となるため余剰金を繰り入れるものであります。

22款1項8目教育債は、学校施設整備事業の起債の追加となります。

歳入の説明は、以上であります。

次に、6、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になりますが、第2表のとおりでありまして、記載の14事業の繰越しの追加であります。

地方債の補正は、7ページのとおりであります。

続きまして、議案第46号、一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきましてのご説明をさせていただきます。

内容は、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の資金についての補正であります。国の施策であり、可能な限り速やかに支給したいことから、4月19日で専決補正の対応としており

ます。

お手元に配付いたしました議案第46号資料、一般会計補正予算（第2号）の概要をご覧ください。

（1）目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、低所得の子育て世帯への生活支援として給付金を支給するものでありまして、独り親世帯分を実施いたしております。

（2）対象者は、①から③に記載の方であります。①の児童扶養手当を受けている方につきましては、申請を不要としております。

（3）給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円。

（4）支給日は、4月28日に①の対象者である児童扶養手当を受けてる方203世帯、305人に支給をしております。

②、③の対象の方は、申請受付後、速やかに支給してまいります。

なお、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯の方に対しては、別途、国が今支給実施に向け、制度を検討しております。

（5）専決日は、4月19日。

（6）予算措置は、歳出予算では、子育て世帯生活支援特別給付金事業で特別給付金と事務費、歳入については、全額、国の補助金であります。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明いたします。

補正額は、2,000万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書12、13ページをお願いいたします。

3款2項6目母子等福祉費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、先ほどご説明いたしました内容で、事務費を含めまして2,000万円を補正するものであります。

次に、歳入について、ご説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金と給付の事務費補助金であります。

説明は、以上になります。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしく願いいたします。

議案第43号、ページは16、17ページの10款教育費、糸魚川中学校改修事業の件であります。5,500万となっておりますが、トイレの洋式化ということで、この事業、大賛成であります。

ただ今回、令和2年度で国からお金を頂くということで、トイレの洋式化の基数というんですか、数をどのくらいのことを考えているのか。あとこれで糸魚川中学校の洋式化は全部完了するのか。そういったちょっとトイレの中身について、ご報告をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

糸魚川中学校のトイレの改修につきましては、令和3年度が2年計画の1年目であります。個数につきましては、また後ほどちょっとお答えしたいと思いますが、洋式化率、今32.1%となっておりますが、これにつきましては、96.6%へ向上する予定にしております。ドライ化も含めて自動水栓、あるいは非接触型の電気設備なりを考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

パーセンテージでおっしゃっていただいたんですけども、せめて全部の個数かなんか、どっちか基準になる数字言っていただかないと、どのぐらい進捗されたのかというのは、多分分からないと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

失礼しました。今現在、和式につきましては、糸魚川中学校55台ございます。それにつきましては、洋式38台に変更するということです。プラス洋式が今16台ありますので、そちらのドライ化も同数の16台ということで、全部で今71台あるところを便器全て合わせると54台ということで、それで96.6%というようなところになります。

ただ、和式を少し残してくれというようなご希望も学校から出ておりまして、そこは今後、今予

定ですので、学校の希望を聞きながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

確かにそういう要望もあるかと思えます。いろいろなまた避難所等の機能も拡充するという意味で賛成でありますので、しっかり進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中立一議員。

○12番（田中立一君）

1点確認させていただきたいんですけれども、これは議案第43号の16、17ページ、森林環境整備基金積立金でありますけれども、これが1,748万、これの、今回こうなった目的といいましょうか、この使い道の目的、去年から始まったんでしたっけ、今年からでしたか始まったばかりなんですけれども、歳入での3,000万から380万円の補正。この基金の金額はかなり多く感ずるんですけれども、その辺の内容について説明をお願いできますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

今回、森林環境譲与税なんですが、譲与税の確定に伴いまして、当初、全額充当という形で各事業のほうに振っておったんですが、事業のほうの充て先のほうで執行残等を充てられないものも出てきたので、余った分について積立てをして、後年度で充当のほうをしていく形となっております。

内容につきましては、担い手等の対応でありましたり、国土の保全であったり水資源等の関係であったりということで、木材利用の促進や普及啓発等に充当のほうをしてまいる予定としております。

○12番（田中立一君）

分かりました。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第44号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第45号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11．議案第47号

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第47号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中村 実議員の退席を求めます。

〔15番 中村 実君退席〕

○議長（松尾徹郎君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第47号は、監査委員の選任についてでありまして、監査委員の渡辺重雄さんの任期が、令和3年4月23日で満了となりましたことから、新たに、中村 実さんを選任いたしたく、議会の同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号、監査委員の選任について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案については、これに同意することに決しました。

中村議員の退席を解きます。

〔15番 中村 実君着席〕

○議長（松尾徹郎君）

ここで、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の配付のため、暫時休憩いたします。

〈午後2時28分 休憩〉

〈午後2時29分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 1 2. 閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

次に、日程第 1 2、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 1 1 1 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長より発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

市議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、条例改正及び補正予算に関する専決処分の承認、監査委員の選任についてご同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日のこの議会、新たな体制が整い、スタートいたしましたわけでございます。ワクチン接種など、新型コロナウイルスに対する対応、冷え切った地域経済に対する経済対策など急を要する事案のほか、アフターコロナの社会に向け、市民の皆様が、明日に夢と希望を持てるまちの実現など、様々な行政課題が山積いたしております。

議会並びに議員の皆様におかれましても、市政の発展と市民福祉の向上にご活躍されるとともに、市政運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、6月議会定例会の招集日を6月14日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これをもちまして、令和3年第2回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後2時32分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員